

《 2025 年度サービス管理責任者等研修会実践研修 開催要項 》

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な、実践的な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2. 実施主体

公益社団法人大分県社会福祉士会 （大分県指定研修事業者）

3. 研修期間・研修会場

研修期間は 3 日間（全 2 回 研修内容は同一）とする。

	日程	会場	開催方法
講義・演習 (①日程)	2025 年 10 月 28 日 (火) 2025 年 10 月 29 日 (水) 2025 年 11 月 4 日 (火)	大分県労働福祉会館 ソレイユ 7 階カトレア 住所：大分市中央町 4 丁目 2 番 5 号	・講義事前視聴・テスト ・演習（集合研修）
講義・演習 (②日程)	2025 年 11 月 19 日 (水) 2025 年 11 月 20 日 (木) 2025 年 11 月 26 日 (水)		

注) **研修過程で不正が確認できた場合は、直ちに受講を取り消します。また、研修終了後修了証を発行した後に不正を確認した場合は、修了証を無効とします。**

※開催日等については、受講決定通知書でお知らせしますのでご確認をお願いします。

※①・②日程はすべて同一の内容です。原則として受講日の選択はできませんので、ご了承ください。

※講義・演習につきましては、会場での開催（3 日間）となります。期日までに必ず指定の講義視聴・テストを完了させておいてください。講義視聴・テストを完了していない場合は演習への参加ができません。詳細は受講決定通知にてお知らせいたします。

4. 対象者（別紙 フローチャートをご参照ください）

A. 基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、実践研修受講開始日前 5 年間に通算して 2 年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者

B. 下記①～③をすべて満たす場合には、例外的に 0JT「6 月以上」の期間で受講が可能です

- ①基礎研修受講時に実務経験要件を満たしている（相談支援業務または直接支援業務 3～8 年）
- ②基礎研修修了後の 0JT として、障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の一連の業務を行う
- ③個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、指定権者に届け出を行っている

C. 更新切れの方（下記①又は②の方）

- ①旧カリキュラム（2018 年度（平成 30 年度）以前）のサービス管理責任者等研修を修了した者（2018 年度までに相談支援従事者初任者研修も修了している）で、2019 年度（令和元年度）～2023 年度（令和 5 年度）サービス管理責任者等更新研修を受講していない者
- ②2019 年度（令和元年度）更新研修（1 回目）を修了後、2024 年度までの更新研修（2 回目）を未受講の者

- D. 旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了した者で、2019 年度(令和元年度)以降に相談支援従事者研修（講義部分）を修了した者

5. 研修内容

詳細は別紙研修カリキュラム参照

講義（事前視聴） ➡ テスト ➡ 演習（集合研修） ➡ 修了証

6. 受講定員

- (1) 全 196 名 （1 回の研修あたり 98 名）

- (2) 研修受講生の選定

定員を超える受講申込があった場合、関係機関と協議のうえ、受講者の選考をおこないます。原則他県よりの申込みは受付けません。また、受講希望者が定員を上回った場合、お申し込み時の優先順位を参考に受講決定します。

1 事業所あたりの受講申込に上限はありませんが、定員を超えた際は、受講できない場合があります。

- (3) 受講者の決定

申込書の内容を確認の上、受講決定通知を法人代表あてに送付いたします。

通知発送は 9 月上旬を予定しています。受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねますのでご遠慮願います。

7. 受講費

26,000 円

受講決定通知書の送付後に指定している口座へお振込みください。

※振込手数料は受講者様ご負担でお願いします。

8. 受講期間・申込み方法

●申し込み期間

2025 年 7 月 28 日（月）10：00～2025 年 8 月 22 日（金）17：00

①Web 申し込み ②必要書類の郵送（持参可）は必ず期間内におこなってください。

※提出書類は、8 月 25 日（月）16：00 必着をお願いいたします。締切後の受付はできません。

※8 月 12 日（火）～8 月 15 日（金）は、事務局が夏季休業期間となります。また、8 月中の営業時間は平日 10：00～16：00 となります。

●申込み方法

大分県社会福祉士会ホームページ上の、「サービス管理責任者等研修会」のバナーより申し込みをおこなってください。

①Web 申し込み ②必要書類郵送（持参可）の 2 つが必要です。

※Web 申し込みは、A. 0JT 2 年 または B. 0JT 6 月で申し込みの方、C. 更新切れ D. その他で申し込みの方 の 2 コースあります。Web 申し込みの様式も違いますので、該当する方よりお申し込みください。

※Web 申し込みだけでは申込は完了しません。必ず①Web 申し込みと②必要書類郵送を完了してください。

※Web 申し込みが完了したら、自動で申込み完了のメール通知が入ります。

メール通知がない場合は申込みが未了ですのでご留意ください。

※申込フォームに入力した氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力してください。なお、講義視聴で使用するシステムにログインするために、受講者1名ごとに別のメールアドレスが必要となります。基礎研修も同じシステムを使用します。法人より複数名お申し込みされる場合は、ご注意ください。

〈留意点〉

以下の書類を別途郵送してください。(持参可)

書類提出の締め切りは **8月25日(月)16:00 必着**とします。

※書類の不備、記載漏れがないかを必ずご確認の上、郵送してください。

※内容に空欄、不備、虚偽等があった時は、申し込みを受け付けない場合があります。

A. OJT「2年以上」で受講の方

- (1) 法人推薦書【様式1】
- (2) サービス管理責任者等研修会(基礎研修)修了証の写し
- (3) 相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- (4) 実務経験書(OJT 2年)【様式2】

実務経験(OJT)の証明に関してはサービス管理責任者等研修会(基礎研修)を修了した翌日から2025年9月末日(見込み)で記入してください。

B. OJT「6月以上」で受講の方 ※県又は市へ届出済の方

- (1) 法人推薦書【様式1】
- (2) サービス管理責任者等研修会(基礎研修)修了証の写し
- (3) 相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- (4) 実務経験書(OJT 6月)【様式3】

※県又は市へ届出後、実務経験が6月以上あること(見込み可)

- (5) 県又は市へ届出の際提出した「サービス管理責任者等研修 実務経験(OJT)特例に関する届出書」の写し

C-① 更新切れの方

※旧カリキュラム研修受講後、2019年度～2023年度までの更新研修を未受講の方

- (1) 法人推薦書【様式1】
- (2) 旧カリキュラム(2018年度以前)のサービス管理責任者等研修修了証の写し
※複数修了の場合は最終修了年度の修了証のみ提出で構いません
- (3) 相談支援従事者初任者研修修了証の写し(2018年度以前修了のもの)

C-② 更新切れの方

※2019(令和元)年度の更新研修(1回目)を受講後、2024年度までの更新研修(2回目)未受講の方

- (1) 法人推薦書【様式1】
- (2) 2019年度サービス管理責任者等更新研修修了証の写し
- (3) 相談支援従事者初任者研修修了証の写し(2018年度以前修了のもの)

D. その他対象の方

- (1) 法人推薦書【様式 1】
- (2) 旧カリキュラム（2018 年度以前）のサービス管理責任者等研修修了証の写し
- (3) 相談支援従事者初任者研修修了証の写し（2019 年度以降修了のもの）

〈郵送・提出先〉

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F
公益社団法人大分県社会福祉士会 事務局

9. 事前課題

演習で使用する事前課題があります。

事前課題に取り組めていない場合や未記入等の不備のある場合等は受講をすることができません。またその場合は、受講証は交付いたしません。（事前課題の提出については、課題の手引きをご確認の上、提出期間内にご提出ください。）

10. 修了証

カリキュラムをすべて修了したものは、修了証を交付します。

※原則、基礎研修で修了されたサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修の修了証が発行されます。

※3 日間の研修全体で、20 分以上の退席（遅刻、早退等）があった場合は、修了証は交付しません。また、著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても修了となりません。

※カリキュラム途中で受講できなくなった場合は、未修了となり、修了証の発行はできません。
なお、次年度以降で最初からやり直しとなります。

11. その他

- (1) 受講決定後の受講者の変更はできません。

なお、入金後の受講キャンセルや当日欠席された場合において費用の払い戻しはできませんので、ご了承ください。

- (2) 申請フォームにて入力等された個人情報については、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

- (3) 受講決定通知の研修日を途中で変更することはできませんので、ご了承ください。

- (4) 受講決定後に受講キャンセルが決まった場合は、必ず事務局までご連絡ください。

- (5) 身体障がいがあるなどの理由により、座席の位置などに配慮が必要な方は、受講申し込み時にその旨の入力をお願いします。（申請フォームの備考欄へ）

- (6) 台風やその他災害等により研修の中止・延期する場合は、大分県社会福祉士会ホームページに事前に掲載いたします。なお、受講決定後の主催者の判断により中止、延期等を行う場合は、個別にこちらから文書等でご連絡を差し上げます。

12. 問合せ

【本研修の受講手続等に関すること】

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F

公益社団法人大分県社会福祉士会 （専用携帯：080-8565-6609 平日 9：00～17：00）

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関することは指定申請を行う県や市町村へお問い合わせください。